

## ○国有財産行政の表彰に関する取扱細則について

（ 財 理 第 1 号 ）  
平成 15 年 1 月 29 日

財務省理財局長から各財務局（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり定めたので、これにより取り扱われたい。

（別紙）

### 国有財産行政の表彰に関する取扱細則

（趣旨）

第1 財務省表彰規程(昭和49年大蔵省訓令特第13号)第5条(一般表彰)の規定に基づき、理財局長が国有財産行政を所掌する部局(財務省組織令及び財務省組織規則に定める内部部局のほか、財務局長(福岡財務支局長、沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。))が定める班その他の作業グループを含む。以下同じ。)又はその職員に対して表彰する場合の基準及び取扱いは、別に定めるものの外、この取扱細則の定めるところによる。

（表彰の事由）

第2 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に対して行う。

- (1) 重要課題表彰 各年度の国有財産行政に関する重要課題の処理を通じ、社会的、経済的又は財政的に寄与するなど、顕著な業績をあげたと認められたもの
- (2) 優良業績表彰 国有財産行政を遂行していく上で著しく優良な業績をあげたと認められたもの(前号に該当するものを除く。)

（表彰）

第3 表彰権者は、理財局長とし、表彰は第2各号の一に該当するもののうち国有財産行政全体の模範となるものに対し、表彰状を授与して行う。

（表彰の時期）

第4 表彰状の授与は、表彰の対象となる年度の次の年度の最初に開催する財務局管財部(次)長会議の際に行う。ただし、業績の内容その他諸般の事情により、他の適当な時期に行うことができるものとする。

（重要課題）

第5 重要課題表彰の対象となる各年度の国有財産に関する重要課題は、表彰の対象とな

る年度の最初に開催する財務局管財部(次)長会議の際に示すものとする。ただし、業績の内容その他諸般の事情により、他の適当な時期に行うことができるものとする。

(表彰の内申等)

- 第6 財務局長は、重要課題表彰又は優良業績表彰に値すると認められるものがあるときは、対象となる事務を所掌する理財局国有財産関係各課(室)長に推薦しなければならない。
2. 理財局国有財産関係各課(室)長は、財務局長からの推薦を受け、表彰に値すると認められるものがあるときは、別紙様式による調書を添えて理財局長に内申するものとする。

(表彰審査委員会)

- 第7 内申のあった業績を審査するため、理財局に表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2. 理財局長は、表彰を行うに際しては委員会に付議するものとする。
3. 委員会の構成は、次のとおりとする。
- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 委員長 | 理財局次長(国有担当)       |
| 委員  | 総務課長、国有財産関係各課(室)長 |
4. 委員長は会務を総括する。
5. 委員会の事務局は、国有財産企画課に置く。

(その他)

- 第8 本取扱細則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この取扱細則は、平成15年1月29日から適用する。

(別紙)

調 書

課(室)

事 項	
業 績 の 概 要	
内 申 理 由	
表 彰 対 象 者	